

預金保険法第80条に基づく「業務及び
財産の状況等」に関する報告書

平成14年 5月15日

岩手信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追求体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年11月9日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行ないました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

今般、金融整理管財人は、同日付け預金保険法80条に基づく金融庁長官からの命令書により、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、調査作業につきましては、平成13年11月9日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和33年10月10日、岩手県大船渡市、陸前高田市、気仙郡に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。事業地域については岩手県大船渡市、陸前高田市、釜石市、遠野市、盛岡市、気仙郡、西磐井郡、東磐井郡、上閉伊郡、紫波郡、稗貫郡とし、店舗は大船渡市に本店、その他支店4店舗で営業しており、昭和53年には業容拡大を図る観点から盛岡支店を開設しましたが、業況不振等から昭和61年に閉鎖し、現在の店舗配置となっております。営業体制としては、気仙地区を中心とし、主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。主要営業地域での預貸金のシェアは、預金6.4%、貸出金8.6%を占めています。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、遠洋漁業関係の大型倒産をはじめとする水産業などの不振などにより財務内容が悪化したことから、昭和61年2月に決算承認組合に指定され、以後、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業、漁業及び関連業種を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。平成6年には、経営陣を刷新したうえで、岩手県、全信組連、県内金融機関からの財政支援を盛り込んだ「経営改善計画（平成6年～平成16年）」を策定し、経営改善に取り組んできております。

しかしながら、その後においても、大口の貸出等が不良債権化したことに加え、収益確保の観点から運用している有価証券では、リスクに対する認識不足により多額の損失処理を余儀なくされております。平成13年3月期決算において組合員勘定211百万円、当期利益△196百万円、自己資本比率2.2%であったものが、平成13年8月末時点の財務内容を精査し、証券市場の低迷と保有有価証券等の下落による減損処理及び企業会計原則に則った正確な自己査定及び適切な償却・引

当を行ったところ△643百万円（自己資本比率△5.98%）の債務超過となることが判明しました。こうした状況の中にあつて当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

（3）破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産内容の健全化策も有効に講じてきた跡が見られず、貸出金を含めた資産運用面で効果的な経営施策が実現出来なかったことに加え、有価証券の資産運用に端を発した多額の損失処理に対する引当不足が破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

（1）資本の状況

当組合は、平成8年度決算における赤字計上（△283百万円）から、内部留保が枯渇していたこともあり、岩手県の検査結果において、平成11年3月期の自己資本比率が3.56%となり、早期是正措置命令を受けております。そのため、資本増強及び経費削減などを盛り込んだ経営改善計画を作成し、平成12年3月31日に提出いたしました。当組合では、経営改善計画の達成により収益確保を図り、平成13年3月期で自己資本比率を4%以上に改善すべく努めてまいりました。しかしながら、同期の決算においても長引く景気低迷により、延滞先の増加や不動産担保価値の下落等から不良資産の増加を招き、また、株式市況の低落に加え、有価証券の時価評価の適用等から大幅な償却・引当が必要となり、自己資本比率は2.20%と更に低下したことから当該決算結果を踏まえて経営改善計画の見直しを行わざるを得ない状態に至りました。

（2）自己資本回復の断念

上記により、当組合は、平成13年3月期決算結果を踏まえて経営改善計画の見直しのため公認会計士等とも協議しながら、平成13年8月末時点の財務内容を精査し、正確な自己査定及び適切な償却・引当等を行ったところ、643百万円の債務超過となり、自己資本比率は、△5.98%となることが判明いたしました。

この様な状況を踏まえ、当組合は自助努力による経営体力・資本の増強のほか、追加の支援についても各関係先との協議・検討を行ってまいりましたが、既存の支援に加え更なる支援の協力要請は極めて困難な状況であり、他に有効な資本増強策も見出すことができない状況にあることから、当組合の財産をもって債務を完済することができない状況にあると判断し、平成13年11月9日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたしました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要事業地域である大船渡市の建設業、卸・小売業、飲食店等を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めているほか、地元経済界等からの支援としての融資も含まれております。

<貸出残高推移> 店舗数：5店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	12,314	100.0	12,655	100.0	13,198	100.0	13,530	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	8,756	71.1	8,904	70.4	9,440	71.5	9,788	72.3	29,059	67.7
うち個人	3,330	27.0	3,473	27.4	3,414	25.9	3,440	25.4	13,325	31.0
うちその他	227	1.8	278	2.2	343	2.6	300	2.2	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員等への活動により維持されてまいりました。また、業界平均に比べその他の割合が高くなっている要因には、地方公共団体をはじめとした関係先からの預金支援によるものがあげられます。

<預金残高推移> 店舗数：5店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	15,527	100.0	15,886	100.0	16,414	100.0	16,769	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	10,334	66.6	10,292	64.8	10,249	62.4	10,165	60.6	52,367	79.7
うち法人個人	4,596	29.6	4,853	30.5	4,792	29.2	4,899	29.2	11,118	16.9
うちその他	596	3.8	739	4.7	1,371	8.4	1,704	10.2	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、株式主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、損切り等のため売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	805	581	481	△334
国債・地方債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
株式	170	486	391	△251
その他	634	94	90	△ 83
貸付有価証券	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 価 取得価格	簿 価 償 却 後
事業用 不動産	3	281	115	△166	6	233	83
所有 不動産	-	-	-	-	-	-	-

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	419	3.2	439	3.2	1,163	2.3
延滞債権	406	3.0	576	4.3	4,402	8.8
3カ月以上延滞債権	112	0.8	7	0.1	195	0.4
貸出条件緩和債権	751	5.7	788	5.8	2,239	4.5
合 計	1,690	12.8	1,811	13.4	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占め る割合	金額	債権の占め る割合	金額	債権の占め る割合
破産更生債権等	1,030	7.6	1,191	8.3	3,310	6.3
危険債権	318	2.4	530	3.7	2,509	4.7
要管理債権	458	3.4	640	4.5	2,382	4.5
正常債権	11,699	86.6	11,908	83.44	44,816	84.5
合 計	13,505	100.0	14,271	100.0	53,017	100.0

6. 関係会社の状況

関係会社は、ありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の事業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条の規定に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上